

公開講演会記録

日本人の忘れもの

——フィリピン残留日本人問題と中国残留孤児問題の異同

弁護士 河合弘之（会員）



はじめに簡単に私の人生の歴史を記します。私は1944年4月18日に満州の新京で生まれました。私の父は満州電業の職員であったので、幸いにも兵役を免れましたが、敗戦後の残留生活は大変苦しいものがあつたようです。1946年に家族6人で帰国しました。年子の弟は引き揚げ船の中で飢え死にをしています。日本に到着し父の実家にたどり着くと、私はすぐに病院に連れて行かれ、「この子もあと1日遅れていたら亡くなっていましたね」と医者に言われたと母から何度も聞きました。

25歳のときに弁護士になりました。

そういうことがあり、中国残留孤児のことはずっと気になっていました。今から三十数年前に池田澄江さんという方が、

日本に帰ってきたが実は父親と名乗り出た人は赤の他人で、危うく強制送還かという場面で朝日新聞に報道されました。私はそれを読んで、「そんな馬鹿な話があるか、そんな人を強制送還してどうするんだ、私が戸籍を取るからやらせてくれ」と言って支援を申し出て、就籍という手続きで戸籍を取ったのが私の中国残留孤児支援の第1号の話です。それ以後、中国残留孤児の国籍取得の仕事を本業の傍ら30年以上続けています。その数は約1250人です。

また、そのことを聞きつけてフィリピン残留日本人（フィリピン日系人ともいいます。以下同じ）の人たちが自分たちの国籍問題も解決してほしいという依頼が十数年前にあり、彼らの要望に応えて

国籍取得運動をしています。

フィリピンには、明治時代から移民が多く渡っており、彼らは刻苦勉励して、豊かな日系人社会を形成していました。そしてフィリピン女性と結婚し、多くの混血の子がいました。戦争により成年男子は戦死するか強制送還されました。日系人社会は崩壊し、混血の子らは残され、迫害と差別の苦難の人生を強いられています。それがフィリピン残留日本人問題です。

私は、中国残留孤児とフィリピン日系人の問題に長期に関与することになり、色々思うこと、考えることがあります。そのことをきちんと映画として残しておきたいと考え、中国残留孤児の問題とフィリピン日系人の問題を並行して取り上げ

で問題提起をするというドキュメンタリー映画『日本人の忘れもの』を現在制作中です。完成後はこちらのウェブサイトに広めていただけたら幸いです。

フィリピン日系人問題と中国残留孤児問題の異同について説明をします。

まず国策で移住したかどうかの違いですが、中国残留孤児は明らかに国策（満蒙開拓団、満州農業移民百万戸移住計画）として移住し、満蒙開拓団でいうと「王道楽土がある、そこでは何千坪という土地がもらえる」ということで行ったのですが、現実には、現地人がすでに開拓していたところを日本政府が安く買い取って追い出し、日本人を導き入れ、さらにその周辺を開拓させていったというように、満州建国の一環、そして満州国を日本政府が支配することの一環として移住させたことは明らかでした。それに比べてフィリピン日系人は任意の移民です。当時生産力が弱かった日本で、農家の次男三男は食いはぐれ、海外に行って一旗揚げようとフィリピンに移住した方が多かったのです。この、国策として行ったか、任意の移民として行ったかは、その後の日本政府の保護の強さにそのまま影響してくるということになります。結論的に言うと、「満州に国策で移住させた

人々（中国残留孤児）の面倒は見られるけれども、フィリピン日系人は勝手に移住したので、国はそれを救済する責任はない」という見解に結びつくのです。

現地住民と友好的だったかということについて言うと、中国残留孤児についてはNOということになります。満州に移住した人々は、現地の言葉を覚えて現地の人々と親しくしたり、現地人と正式に結婚する人はほとんどいませんでした。夫婦で行くか、単身で行って日本に戻って結婚し、満州に連れて行く（私の両親もそうでした）という植民地的支配関係の中で生活をしていました。他方、フィリピンに移住した人々は、友好的に現地に溶け込んで、フィリピンの言葉を覚え、そこで働き、現地の女性と正式に結婚（部族婚など）をして子どもをたくさん生んで育てるという家庭を築いていました。特徴はフィリピンにいても日本人の誇り、矜持の念を持ち続け、日本的な家庭をつくり、日本的な教育をしていた人が多いということです。

全体のスケール感としては、中国残留孤児は全体で約4000人、うち存命なのが約2500人、フィリピン日系人は1世（移民）が1176人、2世が3818人、うち存命かつ無国籍扱いはい

69人です。平均年齢は80歳になり、次々と亡くなっています。そのことが何を意味するかというと、非常に時間が重要だということです。このまま遅々として進まない、問題を解決する前に皆死に絶えてしまいます。問題の解決ではなく、問題の消滅という悲劇を招きかねません。

両親が日本人かという問題があります。中国残留孤児はほとんど例外なく99%は両親が日本人です。満州に移住した日本人男性は、中国人女性と結婚する人はほとんどいませんでした。私が国籍を取った人の中で、父が日本人、母が中国人の方は1%に満たないです。フィリピン日系人は父が日本人、母がフィリピン人の混血児です。このことで日本政府の支援の度合いに明らかな違いを及ぼし、法的・行政的支援策が偏ったと思います。

戦後国交があったかどうかですが、フィリピンとは戦後割と早く国交が回復しました（1956年）。中国とは、当時の田中角栄首相が国交正常化を成し遂げるまでありませんでした（1972年）。

「中国残留孤児の場合は国交がなかった、だから国交が回復するまで日本政府は手が出せず、残留孤児の呼び戻し、支援策が遅れたのは仕方ない」と、政府は支援が疎かになったことの正当理由にしてい

ます。フィリピン日系人については、「国交はあるのに帰らなかったのは彼らの勝手だ」と、日本政府としては、国として、政策として保護・支援する必要はないことの理由にしています。国交があったらあったことをサボタージュの理由とし、なかったらなかったことをサボタージュの理由とするダブルスタンダード的なところがあります。

任意の帰国ができたかという点、中国残留孤児は国交がなかったので非常に困難でした。フィリピン日系人は国交があったので帰ろうと思えば帰ってこられるのに、帰らなかったのは彼らの勝手だから、日本政府は帰国などの支援の必要はないと言いました。実際に私は、支援を始めるために厚生労働省に出向いた際に、役人からはっきりとそう言われました。しかし、実際そうでしょうか。電気もない極貧の環境で息を潜めて暮らしている中で、自分でお金を用意して飛行機や船で日本に帰国できたでしょうか。仮に帰国しても、どこに誰を頼ったらよいのか分からない状況ですから、実際に任意の帰国はできなかったのです。

日本政府は帰国支援や国籍付与に熱心だったかと言うと、中国残留孤児については不十分かつ遅ればせながら一応熱心

にやってくれました。遅れに遅れましたが、民間ボランティアの努力と朝日新聞が非常に熱心に大々的に報道してくれたが故に、世論が動き、世論が厚生労働省を動かして全面的・抜本的な救済策に至った経緯があります。もし民間のボランティアの熱心な活動と朝日新聞の熱心な報道がなければ、中国残留孤児の今日があったかは非常に疑問です。そういうことに突き動かされながら、一応の支援はしてくれました。他方、フィリピン日系人についてはほとんど支援をしてくれないといっても差し支えない状態です。しかし、平和で豊かだったフィリピン日系人社会を戦争、侵略によって叩きつぶしたのは日本政府と軍隊です。国に責任があるという意味では、中国残留孤児と同じです。一方だけを助け、他方を助けないというのは片手落ちです。

法的保護があるかどうかということについて言うと、中国残留孤児は法律ができました。1994年に中国残留邦人等帰国促進・支援法ができました。その法律的根拠に基づき帰国支援、帰国後の支援がなされています。ただ、この法律には基本的な欠陥があります。最大のものは両親が日本人の海外邦人についてのみに適用になるという条文になっていること

です。それが、厚生労働省がフィリピン日系人の支援をしない理由として使われています。彼らは両親が日本人なので適用がない、行政は法律の基礎があつてはじめて仕事ができる、その基礎の法律が違ふということで仕方がないと支援をほとんどしません。法律を改正すべく、行政として提案をすればよいのですが、それをしようとしません。ただ、少し保護もあります。フィリピン日系人2世であること、その子ども・孫であることを条件として、在留資格が緩和されていて、来日した際は職種が制限されることなく自由に働くことができます。フィリピンは出稼ぎ社会です。彼らが生活を立て直すには、日本で一生懸命働いて、本国に残る家族へ送金するしかありません。こうして子や孫が日本で働くことによって生活を立て直してきている家族もあります。

次に日本国籍取得の容易さについて、中国残留孤児でいうとはじめの頃は大変苦労しましたが、5〜6年経ち、中国残留孤児名簿を、日本の政府（厚生労働省）と中国の政府（公安部）が協力して、中国に残る全部の中国残留孤児とおぼしき人たちを洗い出し、間違いない（偽物でない）と厳しく認定した上で、作成して

くれるようになりました。その名簿に記載されると、家庭裁判所での就籍手続きがスムーズに早く許可になるというシステムができ上がりました。ところが、フィリピン日系人についてはそうではありません。非常に困難です。そもそも日本政府は本腰を入れてくれないので、孤児名簿のようなものは全くありません。個別に証拠を集めなければいけません、それは困難を極めます。父が日本人であるということの証拠集めが非常に困難です。なぜならば、父がいなくなり、母子で逃げ回っている途中で、父の証拠（父の名が刻まれた道具や遺品など）をなくしたり、戸籍上でいうと、役場には結婚証明書、教会には子の出生・洗礼証明書があったのですが、フィリピンでは非常に熾烈な地上戦、血みどろの市街戦があり、役場や教会が建物ごと消失してしまっただけです。私が見せてもらった結婚証明書の中には、下の方が焼け焦げて読み取るのが困難なものもありました。そういった理由で、父が日本人であるという立証が困難となっているのです。

日本国籍取得者数は、中国残留孤児の場合は私が取得したのは1250名、他の弁護士さんでも数十名の国籍を取得しています。フィリピン日系人は、236

名（2019年7月23日時点）です。

国籍取得について、具体的に日本では2つの方法があります。1つは国を相手とした国籍確認請求訴訟です。法務省の役人が出てきて争いになり、ものすごく難しい手続きが必要で手間がかかります。争訟事件といえます。このようなやり方では埒があかないと、私は最初からもう1つの「就籍」という方法をとっています。こちらは国と争わず、家庭裁判所に一方的に申し立てをする非訟事件です。この人は日本人○○の子どもであると判明している場合でも、両親は日本人だけでも、名前が分からないという未判明の場合でも、家庭裁判所は日本人に間違いがないことが確認できたら、戸籍をくれます。中国残留孤児は父母不詳というのがとても多いので、本籍地は不明でも、好きな住所に決めることができます。それが就籍です。家庭裁判所は「愛の裁判所」と言われるようにとても優しく、何とか助けてあげようという姿勢で私たちもとても助かりました。しかし、当初はニセ日本人で日本に潜り込もうとしているのではないか、証拠は本当に信用しているのか、小さい頃の隣人の証言は信用できないと証拠を疑惑の目で見られることもありましたが、ひとつひとつ丹念に真面目

に愚直に証拠を提出し、10人・100人・300人と申請しているうちに、家庭裁判所も私の事務所が申請するのであれば嘘はないだろうと徐々に信用してくれるようになりました。はじめのうちは、最大2年半かかった件もありましたが、だんだんスピードアップし、中国残留孤児では最短3か月、フィリピン日系人では早いと3か月・半年ほどで就籍の許可が下り、我々は裁判所の信用を獲得することができました。

永住帰国を望むかですが、中国残留孤児は99%永住帰国を望み、帰国しました。どうしても養父母の面倒などで中国に残った人もいますが、ところが、フィリピン日系人はほとんど帰国を望みません。フィリピン人の母親の保護の元で育ち、フィリピン語や英語で生活しています。そして日本に生活の基盤がありません。しかもフィリピンは貧しいながらも自由主義国家です。そういう面もあって、フィリピン日系人が戸籍を取得し、日本人のアイデンティティが証明されても、ほとんど（99%といってもいいくらい）永住帰国をしません。フィリピン日系人が望むことは、自分の親・兄弟を見つけること、日本人としての出自を確認すること、そして自分の子どもや孫が日本で働いて仕

送りをして、実家の家計を支え、実家が経済的に底上げされることです。

国民の認知度ですが、中国残留孤児の問題は報道されることが多いので、国民のほとんどはこの問題を知っています。しかし最近では忘れかけられている問題になってきていると思います。フィリピン日系人の問題は、国民の認知度が極めて低いです。私が就籍の運動をやっていると言うと、「そんな問題があったのか。知らなかった」と言われることが大変多いです。

国家賠償請求訴訟を起こしたか否かという問題ですが、中国残留孤児は、訴訟を起こしました。その際は、国際善隣協会にも大変お世話になり、事務所をお借りして弁護団会議や事務作業のために大きな力になっていただきました。国家賠償請求訴訟がどうして起きたかという点、日本政府は自立自助を強調し、日本語の教育もそこそこの社会へ出しました。帰国当時は大変景気が良く、様々な仕事があったので稼ぐことができました。しかし景気が悪くなると、年老いて日本語が不自由な中国残留孤児たちは、一番はじめに仕事を切られました。そしてどんどん生活保護に落ちていきました。生活保護は最終的なセーフティネットだと言

い放つことを私は許せません。生活保護は金額的に少なく、そして非常に屈辱的なお金です。中国残留孤児たちが一番怒ったのは、自分を守り育ててくれた養父母のお見舞いや介護のために中国に行くところから打ち切りだと言われ、本心に誇りを傷つけられました。当時、生活保護受給率は約80%にのぼっていました。そこで、こんなことはおかしいじゃないか、抜本的支援策をつくってほしいと署名活動もしましたが、国会はけんもほろろに請願として取り上げてくれませんでした。そこでもう裁判を起こすしかない、困難も承知で皆が立ち上がりました。日本全国で訴訟を起こしましたが、神戸で1回勝っただけで、東京の裁判では、皆が戦争で苦労した、中国を植民地にしたことは日本政府に過失はない、救済がなかったのは国交がなかったので遅れても仕方ない、それなりに救済はしているじゃないかと本当にひどい判決が下り敗訴しました。そのときに政治が動いてくれ、日本人なのにそんなに差別されて苦労しているのはかわいそうじゃないかと救済策が講じられ、生活保護の約1・5倍の金額で、拘束的な介入がされない割と自由なお金もらえるようになりました。経

済的余裕はありませんが、なんとか慎ましく生活できるようになりました。そういった過程があり、国家賠償請求が新支援策という経済的支援に繋がりました。国家賠償請求について、フィリピン日系人においては、とてもそんな状況ではありません。フィリピンには日系人会とその連合会ができていますが、一体となって闘うという感じではなく、皆で助け合っているという感じです。日本に來ているのは、2世・3世・4世ですから、働いて仕送りののが精一杯で、日本政府の施策がおいしい、闘おうという意志が全くないので、政治勢力となりにくく、日本の政府を突き動かすことは非常に困難な状況にあります。

今、幸せかということですが、中国残留孤児は新支援策のお陰で経済的になんとか生活できています。しかし依然として言葉の問題があります。皆さん、40・50歳になってから言葉も通じない知らない異国で生活しろと言われても自信がないと思います。言葉ができないということ、その社会のコミュニケーションに入れないということです。せっかく見つけた親・兄弟ともうまくコミュニケーションができません。離れていたときの出来

話をすることができない、兄弟とも小さいときに一緒に遊んだり、苦労したり、励まし合った記憶がないので、話題がないそうです。そういう言葉の壁はとても大きいのです。中国残留孤児はどんな歳を取っています。75歳くらいです。敗戦当時1〜2歳、1944年頃生まれた残留孤児は一番多いのです。抱えて帰ってくるには抵抗力がなくすぐ死んでしまいますので、中国へ残すしかなかった。4歳以上ですと親と一緒に歩いて帰ってくるのができました。中国残留婦人（敗戦当時13歳以上の人）も高齢で認知症が入り、体が不自由になります。そして介護施設に行っても介護士は日本人ばかりですので、言葉が通じなくて面倒だからと放っておかれ、よく面倒をみてもらえません。それによって疎外感を感じ、行っても楽しくないのでさらにふさぎ込んできた。それを解決するために2世・3世は自分たちの親をなんとかしようと、中国語しか話せない残留婦人や残留孤児のための中国語による介護施設を設立する運動を始めました。現在、ある程度軌道に乗り始めています。一方、フィリピン日系人について言うと、じわじわと経済的な底上げはできていますが、未だ

貧困にあえぐ人の方が多いです。たまに運があって成功している人はいますが、残念ながら貧しい仲間を助けてくれるという状況にはありません。

今後の展望としては、中国残留孤児には幸せな余生を送ってもらうことしかないと考えています。国家賠償請求訴訟で新施策ができて、経済的には深刻な心配をしなくてもすむようになったとき、日本の社会や地域のコミュニティに溶け込んでいくことによって幸せになれると思っています。しかし、中国残留孤児は言葉の壁があるので社会に入っていくことがなかなかできない。それなら、中国残留孤児同士で肩寄せ合って励まし合いながら生きていくしかないのではないかと考えました。そのために何が必要か……時々みんなが集まろうと企画しても本格化しないし、心の慰め・心の平安にはならない。私は、毎日いつでもあそこに行けばみんなに会えるという常設的な場所が大事なのではないか考え、今から10年前に東京に「中国残留孤児の家」を設立しようと皆に呼びかけて、実現しました。現在は御徒町にあります。そこにはいつも誰かがいて、毎日何人もの人たちが入れ替わり立ち替わり餃子の製造・販売、日本語勉強、パソコン教室、コーラ

スやダンスなど日常的な活動をしています。2世・3世の問題があります。2世は父母の苦労を見ているので、非常に頑張る人が多いです。研究者になったり、事業を始めたりと成功している人もかなりいます。でも成功者ばかりではなく、心ならずも20歳頃に親に連れてこられ、社会に適合できず、中国に帰りたいと思ういながらも帰れない人もいます。そういう2世・3世たちも含めて日本の社会での存在感を出し、日中友好の架け橋になってもらうことを期待しています。一方フィリピン日系人は、生存していてまだ戸籍が取れていない2世が1069人います。いくら戸籍を取るのが早くなったといっても1年間に20人ほどが精一杯で、このペースですと、あと50年もかかってしまいます。当事者が皆亡くなってしまうば、問題自体が消滅してしまうのです。何とかしなければと暗中模索していたところ、国連が世界中の無国籍者をゼロにする政策を立ててくれました。国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）が担当をしてくれます。UNHCRのミッションは2つあり、1つは国籍がはっきりしていないも、本国から迫害されて逃げ出した難民の保護、もう1つは、本来はある国に属すべきはずなのに、自国民とみなされな

い無国籍者の保護、そういった人々をゼロにすることです。無国籍者と認められると若干の保護と、無国籍者が本来帰属するべき国が勧告され、その国は手続きを取らなければいけない運びになります。

UNHCRはフィリピン政府の法務省に働きかけて、フィリピン日系人を対象として認定しようとする動きになってきました。過去に、インドネシアからフィリピンに流れ着いた無国籍者を、UNHCRとフィリピン政府が手を組んでインドネシア国籍を取れる方向にもっていった実績があります。フィリピンは人権について非常に敏感で大事にする国です。そこで、フィリピン日系人たちの無国籍認定申請をUNHCRとフィリピン政府にして、大量に無国籍認定をもらい、その人たちの認定書を日本に持って行き、国連が認めている無国籍者で日本に属すべき人と認められているので、早く日本国籍を与えてほしいという流れで、国籍認定をしてもらえるようにする方法が開けてきています。うまくいけば50年も待たず2〜3年で問題が解決するかもしれないと期待しています。この問題は、フィリピンの外務大臣も熱心で、日本の河野外務大臣も認知してくれており、近いうちに全面展開ができるのではないかと

うところまでできています。ここで、私の講演の際のインタビューを再録したいと思います。

中国残留孤児の池田澄江さんと、フィリピン日系人の就籍の手続きに地道に取り組んでいるフィリピン日系人リーガルサポートセンターの事務局員の石井恭子さんにお話を伺います。

池田さんは本当に数奇な運命をたどった人で、現在は中国残留孤児の社会でリーダーと言ってよい人です。

〔河合質問〕

中国残留孤児の人は自分が日本人だと思うと、どうして何が何でも日本に帰ってきたいと思うのですか？

〔池田回答〕

それぞれ事情がありますが、私の場合は4〜5歳の頃に庭で中国人の子どもと遊ぶと「小日本人鬼」と呼ばれ、いじめられました。そのときは「小日本人鬼」の意味が分からなかったので養母に意味を聞くとあだ名だと言ったのでまかされました。小学校に入ったとき、先生に連れられ映画を見に行きました。中国と日本の軍人の戦いの映画でした。映画の中の日本の軍人はとても悪いことをしていました。私は、後ろに座った子から頭を殴

られたり唾をかけられたりしました。私はそのときに自分が日本人かもしれないとうっすらと意識をしました。椅子の下に潜り込んで泣いていると、先生は私のところに来て、「どうして泣いているの」と聞きました。私は「周りの同級生が「小日本人鬼」だから、こいつは悪い人の子どもだといじめられた」と答えました。先生は「悪いのは軍人で、あなたはまだ子ども。あなたは悪いことはしてない」と言ってくれ、私は弱い人間を助けてあげる先生になりたいと思いました。

8歳の頃、公安が家に来ました。あなたは日本人の子どもだから日本に帰りなさいと言われました。養父母は泣きながらこの子は私たちの子、日本に返すことは絶対できないと言いましたが、その出来事で私が本当に日本人であることを知りました。その後、師範学校に入り教師となったときに、成績は悪くないのに都市部ではなく山奥の学校に配属されました。理由を聞くと「あなたは日本人なのだから、黙って行きなさい」と言われました。共産党に入ると昇進できるし、お給料も上がるので申請書を3回書いて皆も推薦してくれましたが、認められませんでした。理由は日本人だからです。私は一生懸命勉強しても、仕事をして日本人と

いうせいで何もできませんでした。1972年に日中国交正常化がなされ、やっと日本に帰れる、帰りたいと思いました。私は中国人にいじめられたこともありましたが、中国は悪くありません。中国がなかったら生きていけなかったので、とても感謝しています。でも日本人の血が流れているので祖国に帰りたい、それは当たり前だと思ったのです。

〔河合〕

池田さんは、それぞれ理由は別だとおっしゃいましたが、多かれ少なかれ理由は別でも結論は同じで、日本に帰りたいということですね。中国にいて自由に自分の努力が報われ、日本人として幸せになれる社会ではないという思い定めがあったのだと思います。中国残留孤児の中に医師や学校長などの仕事をされていた方もいますが、文化大革命のときの恐怖感から離れず、自分が日本人だと分かったときから、とにかく日本に帰りたい、たと言っていました。中国という社会は、とても大きく激動する社会です。その中で日本人として生きることには不安感があったのではないかと思います。

〔河合質問〕

石井さんは長年フィリピン日系人支援の仕事に携わってきて、フィリピン日系

人2世の人たちは、日本の社会をどういう風に見ていて、どうしようとしているのか体で感じることはありますか。

〔石井回答〕

父の国ということで、日本の土を踏みたい、父の親戚に会いたいという気持ちで皆さん持っています。この運動を始めるのがあと30年くらい早ければ帰国できる方がもっと多かったと思います。皆さん高齢になっていて、経済的にも自分の力では日本の土を踏むことはできないということから、まずは子どもたちが行けるようになって、日本で働いて基盤を作ってから自分も行てみたいが、永住ではなく、日本とフィリピンを行ったり来たりしたいと思っている方が多いです。高齢で体力的に帰国が叶わない方もいますが、できるのであれば日本の土も踏みたい、でもフィリピンにも帰りたい、フィリピンで生涯を終えたいようです。それは、半分はお母さんの国であるということともありますし、2世は敗戦後、反日感情が強くて差別され大変な苦勞をした経験をお持ちですが、その後日本が経済発展してくると日系人であることが優位になっていき、差別がおさまってきたということもあります。そういった理由でフィリピンは捨てたくない、できれば行った

り来たりしたいとおっしゃるのですが、そうするにあたっては、国籍の問題、無国籍状態から日本国籍を取得すると、フィリピンでの在留資格が問題になるなどの課題もあります。

私は、日本人として生まれながら、自分の出自・アイデンティティーを確認するのにここまで辛い思いをしてきて、こんな高齢になっても願いが叶わないフィリピン日系人と接して、日本人として忸怩たる思いです。国籍を認められた人とうでない人の格差もできてきているので、一刻も早く何とかしてあげたいという思いで活動をしています。

私が中国残留孤児問題とフィリピン日系人問題に約30年取り組んできた中でのご感想ですが、日本は国が国民に対して忠誠を求めることに極めて急でありましたが、それに対応して国民が窮地に陥ったときに、国が助けるということについては、非常に冷淡なところがあると思っています。使いたくない言葉ですが、日本には「棄民体質」があると考えるかと思っています。国民が国に尽くす(戦中の兵役の義務、納税の義務、教育を受ける義務など)のは、国がいざというときに自分を助けてくれると考えるからです。しかし、日

本という国は歴史の中でそういう立ち振る舞いをしてきたかという問題があると言えます。特に敗戦直前の8月14日に各大使館に送った電報は、「居留民ハ出来ウル限り定着ノ方針ヲ執ル」でした。それは、国は助けに行かないよという表明です。敗戦直後の8月26日に、まだ武装解除されていない大本営が「満鮮に土着する者は日本国籍を離るるも支障なきものとす」と外電を送っていました。

「勝手に中国人、朝鮮人になりなさい」という意味です。私はそれを知り、血が逆流するのを覚えました。なんということを言うのだと思ひ、「棄民体質」という言葉を使いました。それに対して戦後移民史の研究者・加藤聖文先生は「そういう単純なものではなく、当時の日本は迎へに行く国力も船もないし、内地にいる日本人自体が食うや食わずの状態だったのだから、単純に棄民体質とは言えないのだよ」と言われました。私のような運動家と彼のような研究者は見方が違う、冷静だなと反省しましたが、新しいドキュメンタリー映画『日本人の忘れもの』の制作のために取材を進めていくうちに、だったら敗戦後すぐは無理でも、10年後に迎へにいけないじゃないか、やっぱりおかしいと思いました。こういう日本

の体質は欧米と違う気がします。学術的な裏付けはないですが、アメリカは、ベトナム戦争の際にアメリカ人兵士と現地女性との間にできた子どもを集めた孤児院を作り、敗戦・撤退の際にはヘリコプターで孤児を強引に救出し、アメリカに移送して養子に出し、その孤児たちは幸せな生涯を送ったというドキュメンタリーをテレビで見ました。自国民は絶対に保護するという強固な国家意思の表れです。

欧米の兵隊は仲間が負傷したら、二次被害を恐れずに介抱・救出をする。一方、日本兵には攻撃力が弱るのを避けるために助けなくてもいけないし、助けを求めてもいけないという日本独特の倫理がありました。世界的にみて違うということを知るべきでないかと思ひます。最近、葛根廟事件のドキュメンタリーを見ました。事実を知って一番ショックだったのが、犠牲になった日本人避難民千人強のうち、ソ連軍に殺された人よりも、集団自決で亡くなった人が多かったということです。日本人は個人の生命に執着する度合いが弱いのではないかと思ひました。先ほど述べた戦中の兵士の倫理も含め、日本人の心象風景を見たような気がします。30年に及ぶ私の国籍取得運動を通じて、私は色々なことを考えさせられました。少

しは私を思慮深くさせてくれたように思ひます。

私としては、中国残留孤児については“落葉帰根”という目的を持って幸せに暮らしてもらふこと、フィリピン日系人に関しては、一人ずつでは時間がかかるので何とか全員を一斉に救済すること、を目標にさらに歩み続けたいと思ひます。(2019年7月25日・公開フォーラム)

筆者略歴(かわい ひろゆき)

昭和19年4月18日旧満州生まれ。東京大学法学部卒業。さくら共同法律事務所・所長。企業系弁護士として大型損害賠償事件、企業買収訴訟などで辣腕を振るう一方、原発訴訟(脱原発弁護団全国連絡会共同代表、原発ゼロ・自然エネルギー推進連盟幹事長)や、社会貢献活動(中国残留孤児の国籍取得を支援する会会長、NPO法人フィリピン日系人リーガルサポートセンター代表理事など)にも心血を注いでいる。また、映画監督として『日本と原発』をはじめ3作品を制作。